

健発0322第12号
令和3年3月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の概要

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第51号）の公布に伴い、以下の点について所要の改正を行うもの。

- ・ 長期療養特例の規定の対象に、大規模災害等によりやむを得ず接種機会を逃した場合を追加すること。
- ・ 児童福祉施設等に入所している者等について、児童福祉施設の長等が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により保護者の同意の有無を確認することができないときは、保護者に代わり当該児童福祉施設等の長等が同意できることとされているところ、「長期間にわたり」という要件を削除すること。

2 施行期日

令和3年4月1日